

令和8年度佐賀県愛鳥週間ポスターコンクール募集要領

1 目的

全国の小・中・高校等の児童・生徒を対象に、愛鳥週間用ポスターの原画を募集し制作過程を通じて野生鳥類についての保護思想を高めるとともに、愛鳥週間（毎年5月10日～16日）の普及啓発につとめることが目的です。

2 主催及び後援

主 催 佐 賀 県

後 援 佐賀県教育委員会

3 応募資格

県内小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校等に在学中の生徒(18歳以下)

4 応募期限及び送付先

各学校長は、生徒の作品の中から優秀なものを選び、当該学校の参加児童生徒総数等を記載した応募票（別紙）を添え、**令和8年（2026年）9月4日（金）**までに必着するよう送付する。

提出先 〒840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県農林水産部生産者支援課 鳥獣対策担当

電 話 0952-25-7113（直通）

5 作成要領

(1) 作成時期

原画の作成時期は、募集の目的に沿うよう、できるだけ愛鳥週間(5月10日～5月16日)中又は夏休み期間中とする。

(2) 図 柄

日本に生息する野生鳥類を主な対象として、愛鳥思想の普及啓発の目的に沿ったものとする。家禽（ニワトリ、アヒル等）、ペット、インコ、海外の野鳥、動物園などで飼われているイメージは不可。

(ア) 自然の中での野鳥と人との交流をテーマとしたもの

(イ) 渡り鳥の保護についての国際交流をテーマとしたもの

(ウ) 野鳥の自然の姿をテーマとしたもの

(エ) 野鳥の保護活動（巣箱の架設等）をテーマとしたもの

(オ) その他、野生鳥類保護思想の普及啓発に役立つもの

(3) 用 紙

大きさは、たて 51cm～55cm、よこ 36cm～40cm（B3～四ツ切り）とし、**必ずたて描き**とする。

(4) 彩 色

自由（クレヨン、パステル、水彩、コラージュ、貼り絵等いずれでもよい。）
ただし、パソコンでの作品は不可

(5) 文 字

作品には、必ず「**愛鳥週間**」（漢字に限る）若しくは「**Bird Week**」（大文字・小文字は問わない）、**「バードウィーク」と記入**（小学校3年生以下は、文字を入れなくてもよい。）し、その他の文字は記入しない。

(6) 記 名

応募作品の裏面には、**別添の応募票に必ず学校名、学年、氏名等を明記して貼り付けること。**また、氏名にふりがなをつけるものとする。

(7) その他

応募作品はオリジナルのものに限るものとする。

野鳥の写真やイラスト等を丸写ししたものは、賞が決定した後でも取り消す場合がある。

参考にした本・写真・絵画等がある場合は、その資料名を必ず記入すること。

なお、描いた野鳥の種名も併せて記入すること。応募作品は1人1点とすること。

6 審 査

応募作品は、下記により審査する。

(1) 期 日：令和8年9月中旬

(2) 審 査 員：佐賀県生産者支援課が選任する美術に精通した者

(3) 審査結果：令和8年9月末までに入賞者を決定し、各学校あて通知する。

7 表 彰

(1) 入賞 入賞者には本人の作品を印刷した賞状を贈呈する。

(2) 賞 知 事 賞・・・小、中、高校 各1点以内
教 育 長 賞・・・小、中、高校 各2点以内
農 林 水 産 部 長 賞・・・小、中、高校 各3点以内

8 その他

(1) 知事賞及び教育長賞の受賞作品は、（公財）日本鳥類保護連盟主催による「令和9年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール」に応募するため10月1日までに出席する。

(2) 直接、生産者支援課へ受け取りに来られた学校のみ応募作品を返却する。

(3) 入賞した場合、製作者の氏名を公表する場合があるため、氏名の公表の可否について応募票内の項目内に記入すること。

※ 御記入いただいた個人情報については、当該コンクール事業事務以外には使用しません。

【参考】愛鳥週間とは

愛鳥週間は、毎年5月10日から16日の1週間、野鳥の保護を推進し、野鳥を大切にする気持ちを広めるために設けられ、全国各地で探鳥会や講演会が開催されるほか、愛鳥標語の募集、野生生物保護功労者の表彰など様々な行事が行われます。

皆さんの周りでも、いろいろな種類の鳥が見られると思いますので、身近にいる鳥を観察し、自然の大切さを再認識してみたいはいかがでしょうか。

なお、野鳥を大切に守っていくために、人が野鳥と接する時には、下記のような注意が必要です。

➤ 餌付けや環境改変は行わない

野鳥はペットと違い人の手を借りずに自然で生きていくべき鳥です。野鳥本来の生活を変えてしまうような行動は避けましょう。

➤ 野鳥の巣には近づかない

特に子育ての季節である春から夏は親鳥が神経質になり、巣に近づくのは危険です。

➤ 野鳥を追い回さない

日本国内の渡来が少ない珍しい野鳥は主な生息地や渡りのルートからはずれて渡来した場合が多く、体が弱っています。その鳥がしっかり休めるように接近しすぎたり、わざと飛ばしたりする行動は避けましょう。

一人ひとりが少しだけ気をつけることで簡単に野鳥の保護ができます。是非御協力をお願いします。